

令和4年第2回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年2月25日(金) 14時00分～16時00分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	松尾哲
教育委員	吉田英則
教育委員	塩田絹代

1 欠席者の氏名

教育委員	中村一也
------	------

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗田一政
教育総務課長	苑田和良
学校教育課長	本村英治
生涯学習課長	岡野俊作
文化財課長	岡野博明
世界遺産推進室長	松本慎二
教育総務課教育総務班長	井上実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第2号 南島原市子ども読書活動推進計画の策定について

議案第3号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

報告第1号 南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和3年度南島原市一般会計補正予算(第16号)について

(3) 令和4年度南島原市一般会計当初予算について

(4) 次回教育委員会定例会の開催について

(5) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和4年第2回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、塩田委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「吉田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「吉田委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

松本教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和4年1月27日から令和4年2月25日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告。併せて、令和4年第1回市議会定例会における教育委員会関係一般質問等について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案第2号「南島原市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

議案第2号「南島原市子ども読書活動推進計画の策定について」でございますが、提案理由といたしましては、南島原市子ども読書活動推進計画を策定するため、教育委員会の意見を求めるものでございます。

南島原市「子ども読書活動推進計画」について、ご説明させていただきます。計画書2ページをご覧ください。

1「南島原市子ども読書活動推進計画」策定にあたっての本文4行目、国が、この「生きる力」を身につけていくうえで、読書活動が欠かせないものであることを基本理念とする「子ども読書活動推進に関する法律」を策定したのは、平成13年12月のことで、以来この法律が、子どもの読書に関する諸施策の基盤と

なっております。

と記載しております。また、同法律第9条第2項、「市町村は、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」とされていることから、南島原市においても子ども達の読書状況や環境の変化、また国や県の子どもの読書活動推進の動きを踏まえた上で、本計画の位置づけを行いました。

計画書3ページをご覧ください。

II 子どもの読書活動推進計画策定の基本的考え方

1 子どもの読書活動を推進する意義につきましては、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条の「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです」の基本理念と読書の重要性や効果を記載することで、読書活動を推進する意義としています。

2 計画策定の趣旨につきましては、「1子どもの読書活動を推進する意義」に基づき、国や県の子ども読書活動推進を踏まえ、南島原市における本計画における読書活動の推進に関する施策を実施するものとしております。

3 計画の基本目標と推進の方策につきましては、読書活動を推進するための3つの基本目標を定め、具現化するために推進の方策を定めております。

4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しを行います。

5 計画の対象

0歳からおおむね18歳までとしております。

4 ページをご覧ください

III 総論 3 推進の方策

3つの基本目標を具現化するために、3つの章からなる総合的な体系を構築します。

第1章 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進

近年、情報通信手段の普及・多様化により、インターネットを利用する子どもが増加し、学校段階が進むにつれて長時間利用する傾向が見られ、こうした生活環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えている可能性が指摘されています。このような状況の中で、子どもたちが、発達段階に応じた読書機会を得、自主的に読書に親しむ習慣を身に付けるよう、家庭、地域、学校がそれぞれのステージにおいて読書活動を推進するとともに、より効果的な事業推進を図るために協力・連携します。

第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に図書に出会える市立図書館、学校図書館等の果たす役割は大きく、これらの機能を十分に発

揮できる施設及び図書資料費等の充実に努めます。

さらに子どもの読書活動を効果的に発揮するために、関係団体が協力・連携し、目的達成に取り組むことができるように普及・啓発に努めます。

第3章 子ども読書活動を支える人材の育成及び社会的機運の醸成

子どもの読書活動の普及を図るために、それを支える人材の育成に努めます。

また、市民の間に子どもの読書活動推進をする機運を高めるために、あらゆる機会をとらえて普及・啓発活動を努めます。

IV 各論

5 ページからの IV各論 につきましては、

Ⅲ総論 3 推進の方策での3つの章について、南島原市における現状及び課題に対し施策の方向性を示し、具体的な取り組み、また取り組みを行っていくうえでの連携機関を定めております。

また、南島原市の読書に関する現状・課題を把握することを目的に市内小中学生・高校生、未就学児の保護者、市内幼稚園・保育園及び認定こども園を対象にアンケートを行い、その結果につきましても掲載しております。

なお、1月24日に開催しました、南島原市図書館協議会におきまして、ご意見を求めています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議、賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

委員の皆様には事前に資料を配布し、目を通していただいていると思います。

長崎県の教育振興基本計画の中に、この活動推進計画を令和5年度までに県内全21市町において作成し、策定率を100%にしたいという数値目標が明示されております。

南島原市の図書館教育、読書推進活動については、県内でも高い評価をいただいているところです。図書館から司書の方が学校へ出向き、図書の整理や読み聞かせをしてくださったり、学級担任がこういった本が欲しいと要望すれば、コンテナに何冊も用意していただくなど、既に学校と図書館の連携は非常に進んでおります。図書ボランティアの数であったり、読み聞かせ等の活動であったり、この計画が無くても推進していることですが、明文化して計画を作ることで、より一層推進を図るため、本市においても作成したところでございます。

吉田委員

コロナ禍における活動の推進についても、少し書いてあった方が良いと思いました。電子書籍等についても記載がありますが、そういうものの充実を図るのにどのようにしていくのか、学校教育との関わりもあると思いますが、南島原市として、どのように進めていかれるのか。コロナ禍にあっては、こういうことを重点的にやっていくということが、もう少し示されていけばいいなと感じました。その辺は、どのようにお考えでしょうか。

松本教育長

関連した質問やご意見でも結構です、他にございませんか。

塩田委員

私も図書ボランティアの一人ですが、確かに吉田委員さんが言われたように、

コロナ禍で、学校に訪問することもなくなり、おはなし会などもなくなっております。あまり活動ができないことで子供達がさみしく思っていると聞いたこともあります。大きなおはなし会などはできなくても、モニターを使った活動など、コロナ禍でも図書に触れ、学びができるようなものを提案して、掲載されていたらと思いました。

松本教育長

はい、ありがとうございました。

最近では会議もリモートであったり、学校現場ではタブレット端末の配布などICT機器の配備が進んでおります。

今、お二人からご意見がありましたが、何かありますか。

生涯学習課長

現在、コロナ禍での対応で、図書館内での活動に規制がある状況です。今後、コロナ禍での読書活動の推進について、どのような活動ができるか協議していきたいと思います。

また、この計画におきましても、随時見直しをしていくこととしておりますので、ご指摘の件は、今後、検討させていただきます。

メディアに関しましては、電子書籍が普及しておりますが、この計画では、本での読書の推進を、図書館を中心に図っていければと考えております。

学校教育課長

紙の本には紙の良さ、電子書籍の便利さもあると思います。

次第に教科書もデジタル化が進んでおります。今回作成した郷土学習資料「私たちの南島原市」も今回初めてデジタル化をいたしました。次第に、1人1台の端末を活用し、読んだり、楽しんだり、学んだりと可能性が広がっていくものと考えております。デジタルを否定するのではなく、可能性を模索しながら、むしろ進めていきたいと考えております。

松本教育長

他にございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第2号」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第3号「南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について」を議題といたします。

この議案は、人事に関する案件でありますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

ここで、「教育次長」と「学校教育課長」を残し、その他の職員は、退室してください。

(非公開の審議)

松本教育長

お諮りします。

「議案第3号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、あらためて職員を入室させます。

〈事務局職員の入室〉

松本教育長

次に、報告第1号「南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

「報告第1号 南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、南島原市奨学資金貸付基金の活用を図るため、所要の改正を行うので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条に、「基金は、奨学資金の償還補助に要する資金に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。」という処分の規定を追加し、第5条以降の条文を繰り下げるものでございます。

併せて、奨学資金償還補助金について、補助率の上限を2分の1から3分の2へ拡充予定で、令和4年度当初予算案に反映しております。施行日については、令和4年4月1日を予定しております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようです。

「報告第1号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「令和3年度南島原市一般会計補正予算（第16号）について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

（令和3年度南島原市一般会計補正予算（第16号）について説明）

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長

特にないようですので、第2号「令和3年度南島原市一般会計補正予算（第16号）について」を終わります。

松本教育長

次に、第3号「令和4年度南島原市一般会計当初予算について」を議題とします。

内容について、担当課長、室長から説明させます。

各課長及び室長

（令和4年度南島原市一般会計当初予算について説明）

松本教育長

4課1室から説明がありましたが、只今の説明について、何かお尋ねなどはございませんか。

松尾委員

蒲河小学校プール解体が予算計上されておりますが、これは地域の防火用水ではなかったのですか。

教育総務課長

プールの水は有事の際には利用できるようにしておりましたが、プールが隣地より一段高いことから、非常に壁の圧迫感があり、地震の時などに怖いとのことで、学校が閉校になった時には解体して欲しいとの要望がございました。

防火用水は、また別に自治会から要望していただくことを前提に、プールの解体を決定したものでございます。

松本教育長

他にございませんか。

松尾委員

給食費補助金についてですが、3人目以降を全額補助とのことですが、対象者は、何名くらいですか。

学校教育課長

令和4年度からの制度ですので、まだ確定ではありませんが、265名程度を見込んでおります。

松本教育長

他にございませんか。

吉田委員

今後、校舎等の建物の解体ではアスベストの調査が必要になるのですか。

先ほど旧口之津第一小学校解体については説明がありましたが、他の所でも実施されるのですか。

教育総務課長

説明が不足しておりました、旧口之津第一小学校のほか、加津佐小学校や小林小学校の外壁改修につきましてもアスベスト含有調査を行います。国のほうで、令和4年度から必ず実施するよう定められております。

今後、解体や改修を行う場合は、部屋ごとにアスベストの含有量調査を実施したうえで行うようになります。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第3号「令和4年度南島原市一般会計当初予算について」を終わります。

松本教育長

次に、第4号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、3月25日、金曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

松本教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長

まん延防止等重点措置の延長と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（イベント・事業、部活動・社会体育、公共施設）

私から、新型コロナウイルス感染症対策について、概略を説明させていただきます。

ご承知のとおり、まん延防止重点措置については、長崎県下全域を措置区域として、期間は1月26日から2月13日まででしたが、感染状況を踏まえ、3月6日まで、3週間延長されました。

教育委員会では、引き続き、イベントや事業に関しましては、原則、感染防止対策を徹底して実施し、感染リスクの高いものや、高齢者の方々などの参加が見込まれるものなどにつきましては、「延期」又は「中止」といたしております。

また、中学校の部活動につきましては、平日2時間程度の自校での活動のみとし、社会体育もこれに準じた活動をお願いしております。

公共施設に関しましては、

- 図書館は、利用時間を1時間以内で、
 - コレジオホール、カムス、公民館などは、利用人数を定員の半分以下で、
 - 体育館などの運動施設は、感染リスクの高い活動を控えて
- などをお願いをしながら、開館しているところでございます。

なお、「口之津歴史民俗資料館」、「深江埋蔵文化財・噴火災害資料館」は、臨時休館といたしております。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課からは、

- ①市立学校の臨時休業基準について
- ②市立学校において感染者が確認された場合の情報公表の基準について
- ③学級閉鎖の実施状況について
- ④学校給食への異物混入について（2件）

について、ご説明と報告をさせていただきます。

まず、①市立学校の臨時休業基準についてですが、配付の資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症（第6波）拡大により、全国の学校で一部又は全部の臨時休業が措置されていることにより、本市でも臨時休業を行う範囲や条件（基準）を定めております。

なお、本基準は、文部科学省が示した「対応ガイドライン」（学校で児童生徒

等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン)を参考としております。

内容として、「学級閉鎖」を行う場合は、

- ①同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ②感染が確認されたものが1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。
- ④その他、設置者で必要と判断した場合。

としています。

学年閉鎖、全体の臨時休業はその範囲により判断いたしますが、保健所や学校医の指導や助言をいただき、保健安全法に基づき、最終的に設置者の方で判断いたします。

次に、市立学校において感染者が確認された場合における情報の公表基準についてです。

このことについても資料を用意していますので、ご覧ください。

この公表の基準につきましても、その目的を「関係者に対して新型コロナウイルス感染症をまん延させないための行動を促すため」としてしております。

ただし、一番下にあるように、不当な差別及び偏見が生じる恐れがある場合など、感染者等の人権への配慮が求められた場合は、公表の対象者を制限し、あるいは、情報の全部または一部を公表しないとしています。

(1) 濃厚接触者が把握できる場合ですが、ご覧の表のとおりとしています。

児童生徒、教職員に感染者が確認された場合には、校長が教育委員会と協議してその内容を決定します。(感染者が発生したこと、教室の消毒等の実施状況、不要不急の外出を控えること、人権侵害が生じないよう対応すること)

次に、学級閉鎖等を行う場合は、該当校の保護者には、学年(学級)、期間、及び公衆衛生上の対策を。市議会を含む市民の皆様には、学校数、学年(学級数) 期間、感染者数をお知らせします。

(2) 濃厚接触者が把握できない又はクラスターが発生した場合ですが、原則として、学校名、感染者数、臨時休業等の状況、公衆衛生上の対策、他者へ感染させる可能性がある接触の有無などの情報を公表することとしています。

次に、市内の学級閉鎖等の実施状況ですが、現在(2月25日)までに、市立小・中学校において2校2学級の学級閉鎖を行っております。

最後に、学校給食への異物混入事案についてです。

2月に2件発生しました。

まず、1件目ですが、発生したのは2月4日(金)です。

学校給食センターでの事前の給食検食時に、調理した献立「白菜スープ」に、アブラムシと思われる微細な虫の混入が確認されました。このため、子どもたちへの精神的な影響などを考慮し、念のため、小中学校21校中15校において、

この「白菜スープ」の提供を控え、これ以外の献立により給食を実施したところ
です。

後日、専門の検査機関で調査を行ったところ、微細な虫は、チャタテムシ類の
幼虫と推定されるとのことでした。

本事案では、児童生徒及び教職員は喫食していないことから、健康被害等は起
きておりません。

次に2件目ですが、発生したのは2月18日（金）です。

市内小学校（学校名公表なし）において、児童の配膳前の校長の検食時に、献
立「こっばなます」に、アルミホイルの断片と思われる異物（8mm×1mm）
の混入が確認されました。このため、「学校給食における異物混入対応マニユア
ルに基づき、市内全小中学校21校での「こっばなます」の提供を取りやめ、こ
れ以外の献立により給食を実施しました。

現在、専門の検査機関で調査を急いでおります。

本事案では、児童生徒及び教職員は喫食していないことから、健康被害等は起
きておりません。

教育委員の皆様には、ご心配をおかけしております。

再発防止に向けて対策を講じてまいります。

生涯学習課長

（多目的運動広場オープニングセレモニーの実施について）

（セミナーヨ版画展について）

松本教育長

只今、3課から説明がありましたが、何か質疑などはございませんか。

松尾委員

2件目の給食の異物混入について、校長先生が検食の時にアルミホイルに気
づかれたとのことですが、配膳時に配膳の方は気づかれなかったのですか。

学校教育課長

はい、配膳の時には気づかなかったとのこと。

松本教育長

他にございませんか

吉田委員

コロナに関して、家庭内で感染者が発生した場合に、家庭でどのような対応を
すればいいとか、学校から家庭に指導がっておりますか。

学校教育課長

まず家庭内に陽性者が出た場合、家族は濃厚接触者となりますので保健所か
ら濃厚接触者の対応について指導があるものと思っております。

学校では以前から「学校での生活様式」というものを作って、それを徹底する
ようにしております。

第6波になって家庭内での感染も増えており、特に週末に不用意に外出した
ことで、感染リスクが高い人と接触するようなケースがあったことから、これま
でに3回、週末前の過ごし方について、指導をするよう学校へ通知等を行って
おります。

教育次長

委員のお尋ねは、家庭で感染者が出る前に、事前に家庭で感染者が出た場合の
対応等についての指導ができていくかとのことと思いますが、現状では教育委
員会ではそのような情報を持っておりませんので、福祉保健部に聞いてみて、そ
のような資料があるようでしたら、対応いたします。

松本教育長

他にございませんか

特にないようですので、以上で第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 16時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員